

令和7年度 第1回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年4月14日（月）午後3時 第1回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1 番	仲 野 真	2 番	齋 藤 照 一
3 番	五十嵐 晋	4 番	清 野 貢 市
5 番	矢 野 美佐子	6 番	今 野 滋
7 番	三 宅 藤 義	8 番	高 橋 昭 義
9 番	白 田 好 之	10 番	大 石 吉 隆
11 番	山 崎 紀 子	12 番	小 川 晋
13 番	武 田 仁	14 番	五十嵐 慶 一
15 番	須 藤 隆 司	16 番	富 樫 秀 幸
17 番	松 田 康 政	18 番	荒 沢 亨
19 番	佐 藤 悦 雄		

2 欠席委員

3 出席事務局職員

事務局長	花 輪 達 也	事務局長補佐	澤 章 子
副主任	小 川 順 一	主 事	海老名 美 咲
主 事	花 輪 大 夢		

4 議 事 日 程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第5 議 事

承認第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第1号 農地法第3条の規定による許可について

議第2号 農地法第5条の規定による許可について

議第3号 天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議第4号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について

第6 閉 会

5 議 事 録

午後3時 開会

議 長 　　ただ今より、去る4月7日付け天童市農業委員会告示第5号をもって招集した、令和7年度第1回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第4の事務処理報告は読上げを省略し、日程第5の議事のうち承認第1号及び議第1号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議ございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議がございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

　　9番 白田 好之 委員

　　10番 大石 吉隆 委員

　　両委員にお願いします。

議 長 　　日程第4 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。

事務局長 　　総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。

　　3月13日開催の令和6年度第12回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっています。御確認をお願いします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1 ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官らの照会への回答について」です。件数 5 件、合計面積 1,488.00 m²です。

2 ページ、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」です。件数 11 件、合計面積 69,900.61 m²です。

5 ページ、「農地法第 4 条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数 1 件、合計面積 318 m²です。

同じく 5 ページ、「農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数 1 件、合計面積 276.00 m²です。以上です。

議 長 ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等
 ございませんか。

 (質問なし)

議 長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 日程第 5 議事に入ります。

承認第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の審査について」
を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 集約して説明いたします。総会の次第の 2 ページが集約したものです。
田が 29,605 m²、畑が 3,335 m²で、合計件数は 9 件、合計面積は 32,940
m²です。なお、総会資料の 6 ページから 8 ページが、第 18 条第 6 項
の解約の通知の部分です。説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

今野委員 4 番について、貸人、借人が 2 人ずつ表示されているのはどういうこ
 とでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 中間管理機構を通した貸し借りとなっており、貸人から中間管理機構
に貸付の上、中間管理機構から借人が借りているという貸し借りを解約
するものになりますので、このように表示させていただきました。

議 長 今野委員。

今野委員 わかりました。

議 長 お諮りいたします。

承認第1号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、承認第1号は承認することに決定しました。

議長 議第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 集約して説明いたします。総会の次第の3ページが集約したものです。

まず、所有権を移転するもののうち、売買については、合計件数は13件、合計面積は30,286.82㎡です。贈与については、合計件数は6件、合計面積は3,291㎡です。

次に、賃借権を設定するものについては、合計件数は15件、合計面積は47,813.23㎡です。

最後に、使用貸借権を設定するものについては、合計件数は1件、合計面積は251㎡です。

なお、総会資料の9ページから18ページが第3条の許可の部分です。説明は以上です。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、仲野委員。

仲野委員 借主の■■■■さんは寒河江市で果樹などを営んでいる農家で、今回縁あったことによって、リスク分散のために、さくらんぼが寒河江でも実が生らないということが続いているので、天童に農地をとということで、小さいさくらんぼ農地お借りするということになりました。問題ないと思います。また他にも、寒河江に近いほうの、ゆびあの裏辺りでさくらんぼの園地があれば紹介してほしいということでしたので、よろしくをお願いします。

議長 2番、齋藤委員。

齋藤委員 2番の受人の■■■■さんが79歳になります。今回、非農家権利取得ということで、事務局の審査ということになっていますが、面積が70坪弱くらいの面積ということでもありますので、そのようになったと思います。売買ということですので、内容的には茄子とかトマト、ピーマン、きゅうりといった家庭野菜を作りたいということでもあります

ので、何ら問題はないのかなという風に思われます。

議長 3番、清野委員。

清野委員 3番、4番、説明します。事由のとおり、問題ありません。

議長 5番、白田委員。

白田委員 ■■■■さんは60歳になります。■■■■さんが68歳になります。現在、■■■■さんは施設に入っている状態で、仕事ができない状態になっていますので、■■■■さんをお願いしたというところです。事由のとおり問題ありません。

議長 6番は私です。■■■■さんは、仙台ということになっていますけれども、以前は■■■■さんの隣に住んでいまして、その近くを■■■■さんに貸し付けるということで、何も問題ないかと思います。

議長 7番、五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 ■■■■さんは、お父さんが大きく農家をやってらっしゃる方でありまして、継承するためにやっているところだという話でありましたので、問題ないと思います。

議長 8番は私です。■■■■■さんは■■■■■で、跡取りして今旦那さんが仕事しておりますけれども、前は畑を耕作していたわけですが、仕事が忙しくて耕作できないということで、知人の■■■■■さんに贈与したということです。何も問題ないかと思います。

議長 9番、五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 9番と10番、私の担当です。9番、10番とも、事由のとおり問題ありません。

議長 11番、大石委員。

大石委員 11番、■■■■■さんの一部の園地を■■■■■さんが借りるものです。施設園芸のハウスをお借りしてトマト等の栽培を考えているということです。認定農業者でもあり、何ら問題はないと思います。

12番、何ら問題はないと思います。

13番も私の担当です。非農家の権利取得ということで、地元の■■■■■さんで田を借りてやりたいということです。市内でも有名な、米油の製造・販売をやっている■■■■■さんでございます。大量の米糠が出るということで、それを有効活用したいということで、有機肥料を開発し

ていますけれども、今年からそれを販売したいと、その有効性の実証をしたいということで、実証田を探していたところで、藤内新田の■■■■■さんの田んぼをお借りしてやっていきたいと。適切に運営・管理するということでしたので、問題ないかと思われま。

議長 14番、荒沢委員。

荒沢委員 貫津の■■■■■さんは、糠塚のほうにお住まいですけれども、農地は貫津のほうになります。借主の■■■■■さんの方は、新規就農者として手広くやっていますので、何ら問題はないと思います。

議長 15番、松田委員。

松田委員 この度、渡戸のほうの■■■■■に勤める■■■■■さんが、渡戸地区内にある■■■■■さんの農地及び作業小屋を取得されるという内容になっております。非農家ではありますが、■■■■■に勤めながらそこで畑をやっていくということで、何ら問題はないと思われま。

議長 16番須藤委員。

須藤委員 16番、記載のとおり、■■■■■さんは経営規模拡大のためということで、何ら問題はないと思います。

17番、受人の■■■■■さんは20年以上前に当該地を贈与されたそうでございますけれども、農地の所有制限、下限面積があった関係上、移転登記できないということで分家関係にある■■■■■さんの名前で登記するも、今後のことを考えると、正常な形に直しておきたいということで、農地保有制限のなくなった今、手続きしたいということです。当該地、野菜畑となっておりまして、何ら問題はないと思います。

議長 18番、小川委員。

小川委員 18、19、20番の案件でございます。事由のとおり、なんら問題ないと判断しております。

議長 21番、五十嵐慶一委員。

五十嵐慶一委員 渡人も受人も山形市在住の方ですけれども、■■■■■さんは受人の経営内容を見ると分かるとおり、だいぶ手広くやっています。意欲的な農家で、一方■■■■■さんというのは■■■■■さんの近所に住まわれている方で、当該2反の田んぼは、実は3年ぐらい前から田は作っていないくて、畑の状態になっています。荒れ地ではないですけれども、草刈程度を3年ぐらいや

っているという場所です。それでも、元木さんは、まず今年は無理かもしれないけれども、何回も耕耘して、来年頃から田んぼにしたいということで、意欲的な方でしたので、大丈夫かと思います。小作地、田の方で4町4反とありますけれども、この中で天童市内の田んぼは4反5畝ほど既に作っているそうです。問題ないと思います。

議 長

22番、三宅委員。

三宅委員

受人の■■■さんは、工業団地の用地買収にかかって、耕作面積が減っているということで、何ら問題はありません。

議 長

23番、高橋委員。

荒沢委員

23番、24番ですが、事由のとおり問題ないと思われます。

議 長

25番、今野委員。

今野委員

受人の■■■さんは2年前に親元就農された方で、実家が奈良沢です。奈良沢に通って農業されているわけですが、実家のすぐ隣の、■■■さんの畑を、賃借権を設定するということですので、問題ないと思います。

議 長

26番、富樫委員。

富樫委員

26番、27番について説明します。

26番については、今回の議案の1番の案件と共通しておりまして、■■■さんから同じように■■■さんがお借りするという内容です。現在さくらんぼの園地でありまして、20年から30年くらいの樹齢の、生産最盛期のさくらんぼ畑でした。問題ないかと思います。

27番、■■■さんから■■■さんが贈与を受けるというのですが、お二人は親子関係です。■■■さん宅に隣接する農地を譲り受けて家庭菜園をしたいということです。

両案件とも問題ないと思われます。

議 長

28番、今野委員。

今野委員

■■■さんが高齢のため労力不足ということですが、■■■さんは手広く農業をされている方ですので、問題ないと思われます。

議 長

29番。武田委員。

武田委員

29番から35番まで、私の担当です。事由のとおり問題ありません。

32番の渡人の■■■さんは、今年離農を表明しまして、だいぶ面積もあって、遊休農地化しそうな畑もありましたけれども、おかげさま

を持ちまして、周辺の方から農地を引き受けていただきまして安心して
いるところです。

議 長 　　ただいま説明がございましたが、皆様から質問等ございませんか。

荒沢委員 　　29番の■■■■さんから■■■■さんへの経営移譲のための申請
について、結構な面積があります。で、畑がほとんどで、おそらく親子
間での経営移譲ということだと思いますけれども、経営面積が 25,000
㎡ぐらいになってくると思います。そのあたりの経営能力はあるのか、
教えてください。

武田委員 　　今回の案件は、■■■■さんから息子の■■■■さんに畑の経営を移譲す
るという形で、息子さんは息子さんで作る、■■■■さんは■■■■さんで作る
というような、経営移譲して、経営を分けて作っていくということでした
ので、親子で広い面積を作りますけれども、別々ですということでは
聞いているので、問題ないと思います。

議 長 　　荒沢委員。

荒沢委員 　　わかりました。

議 長 　　そのほか、皆様から質問はございませんか。

議 長 　　お諮りいたします。

議第1号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、議第1号は、許可することに決定しました。

議 長 　　議第2号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　総会資料19ページをご覧ください。

番号1、大字原町字■■■■。地目 台帳田 現況畑。面積 514
㎡。農地区分2種。借人 株式会社ニチレイフーズ代表取締役 竹永雅
彦。貸人 パート ■■■■。契約内容 賃借権。使用目的 駐車場
514 ㎡です。また、20ページに、今回の申請地の案内図を添付してお
りますので、ご確認ください。以上です。

議 長 　　続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。
富樫委員。

富樫委員 地図にある通り、ニチレイフーズの駐車場の、道路の向かいにある所でして、同じく16台の駐車場であります。問題ないかと思います。

議長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

今野滋委員。

今野委員 去る4月7日、矢野委員と調査を行いました。地元農業委員から説明があった通り、既存の駐車場を、道路を挟んで反対側に拡大したいとの申請ですが、国道や県道に挟まれておりまして、転用許可相当と判断いたしました。

議長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等ございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。

議第2号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第2号は許可することに決定しました。

議長 議第3号「天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料21ページをご覧ください。こちらは天童農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。

番号1、天童農業振興地域整備計画の変更について、詳細は次のページのとおりです。総会資料22ページをご覧ください。

農用地利用計画の変更事由書。番号1、変更しようとする事由 支所の新築。変更しようとする場所 天童市大字塚野目字[REDACTED]の一部 他3筆。事業計画者 天童市農業協同組合 代表理事組合長大石貞義。地目 農業用施設用地。面積 2,551 m²。変更区分 農用地区域からの除外。

番号2、変更しようとする事由 資材置き場の拡張。変更しようとする場所 天童市大字蔵増字[REDACTED]。事業計画者 株式会社太田製材 代表取締役 太田徳昭。地目 休耕地。面積 975 m²。変更区分

農用地区域からの除外。

番号3、変更しようとする事由 分家住宅の新築。変更しようとする場所 天童市大字道満字■■■■■■■■■■の一部、また、大明神 1153 の一部。事業計画者 ■■■■■■■■、■■■■■■■■。地目 畑。面積 285 m²。

変更区分 農用地区域からの除外。

番号4、変更しようとする事由 農機具販売及び農機具保管庫の整備。変更しようとする場所 天童市大字寺津字■■■■■■■■■■。事業計画者 ■■■■■■■■。地目 畑。面積 1,109 m²。変更区分 農用地区域からの除外。

番号5、変更しようとする事由 駐車場の拡張。変更しようとする場所 天童市大字芳賀字■■■■■■■■■■。事業計画者 山形トヨペット株式会社。地目 畑。面積 773 m²。変更区分 農用地区域からの除外。

以上です。また、総会資料23ページから27ページに、今回の申請地の案内図を添付しておりますのでご覧ください。説明は以上です。

議長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等ございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。
議第3号は、原案のとおり変更することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり変更することに「異議なし」として意見することに決定しました。

議長 議第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の28ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。

促進計画の権利の設定の内容については、29ページから31ページをご覧ください。説明は以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第4号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第4号は、原案のとおり権利設定することに「異議なし」として意見することに決定しました。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第1回天童市農業委員会総会を閉会します。

午後3時40分 閉会
